

委第 3 号 青森空港受入体制検討業務委託 説明書

青森県県土整備部港湾空港課発注の「青森空港受入体制検討業務委託」について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）（令和 5 年 3 月一部改定）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和 6 年 7 月）」に準拠）に係る手続への参加希望者の募集は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公示日

令和 6 年 7 月 4 日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県 県土整備部 港湾空港課 港湾計画・空港グループ

担当：鎌田(カマタ)、樋口(ヒグチ)、竹鼻(タケハ)

T E L : 017 (734) 9674 (直通) F A X : 017 (734) 8194

3. 業務名

委第 3 号 青森空港受入体制検討業務委託

4. 業務概要

(1) 業務目的

青森空港では新型コロナウイルス感染症の収束により旅行需要が回復し、令和 5 年度には利用者数 117 万人記録し、今後も旅行需要の隆盛が期待されるが、一方で空港運営に携わる人員の不足や空港施設の収容能力等に課題を抱えており、今後の空港運営の継続や旅客数の増加に対応するために改善が必要である。

本業務では、現在の青森空港の規模を整理した上で課題を抽出し、改善に必要な人員配置・施設配置、および改修工事等を検討することを目的とする。

(2) 主たる業務内容

1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、事前に業務の目的や内容を把握し既存資料を収集したうえで、業務の手順や実施に必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

2) 空港施設及び空港運用体制の現状把握

青森空港における現在の状況の概略を把握することを目的に、空港施設に対する規模

の過不足、旅客取扱業務の運用に関わる人員の過不足について調査を行う。

なお、本仕様書では空港施設とは旅客ターミナルビルを示し、対象業務・施設は以下のとおりとする。

業務

- ・保安検査業務（国内・国際線）
- ・グランドスタッフ業務（国内・国際線）
- ・CIQ（税関業務・出入国管理業務・検疫業務）業務（国際線）
- ・グランドハンドリングの内、搭降載業務（国内・国際線）

施設

- ・チケットロビー（国内・国際線）
- ・出発ロビー（国内・国際線）
- ・保安検査場（国内・国際線）
- ・搭乗ゲート・搭乗待合室（国内・国際線）
- ・出入国審査場（国際線）
- ・検疫検査場・税関検査場（国際線）
- ・手荷物受取場（国内・国際線）
- ・到着ロビー（国内・国際線）
- ・手荷物荷捌場（国内・国際線）

①計画基礎数値の整理

青森空港の利用状況を把握することを目的に、国内線は繁忙期相当、国際線は週16便程度（ソウル線、台湾線など）の運航を想定とした、ピーク時旅客数を整理する。

②必要施設等規模の算出

①で求めた計画基礎数値をもとに、ピーク時の旅客の受け入れに必要となる施設規模を算出し、現在の受入環境との乖離状況を整理する。

③現況施設等の現状把握

②の算出結果や収集した資料をもとに、空港施設に対する施設規模の過不足、旅客取扱業務の運用に関わる人員の過不足について、関係者へのアンケート・ヒアリング調査により旅客受入能力の程度を把握する。

3) 保安検査体制改善策の検討

青森空港における必要処理能力を考慮した国内線および国際線の保安検査体制の改善策を検討する。

①保安検査機器・制度改正の情報収集

スマートレーン等の先進機器の情報や保安検査員の配置に係る法制度の現況・改正に関する情報を収集する。情報収集にあたっては、スマートレーン等の先進機器の先行導入事例空港、保安検査業務受注者へのヒアリング調査を実施するとともに、日本国内で

導入が可能な製造メーカーの仕様比較表を作成する。

②保安検査体制改善策の検討

「2）空港施設及び空港運営体制の現状把握」の検討結果をもとに、保安検査員および検査機器の配置計画を作成する。保安検査員および検査機器の配置については、先進機器・従来機器の2ケースで検討する。なお、配置計画案において現状保安検査場の拡張が必要な場合は、その周辺施設への影響も考慮して配置すること。

③その他関連施設の検討

その他関連施設として、保安検査待機・休憩場所について配置計画を行う。

4) 空港施設・運用体制の検証

ピーク時旅客の受け入れに必要となる施設改修・運用体制の改善策について検討する。

① 旅客取扱施設の受け入れ状況に関する検証

「2）空港施設及び空港運営体制の現状把握」の検討結果をもとに、旅客受入に必要となるグランドスタッフ業務の人員の過不足の状況や各施設規模の過不足状況を考察し、ピーク時の受け入れ態勢のボトルネックについて検証を行うとともに、施設側で改修等が必要な場合は、防火設備等を踏まえてその配置計画を整理し、現状の課題および改善に要する対策・工事について検討する。

②バゲージハンドリング施設の受け入れ状況に関する検証

「2）空港施設及び空港運営体制の現状把握」の検討結果をもとに、受託手荷物の荷捌に必要となるグランドハンドリング業務の人員の過不足の状況や各施設の過不足状況を考察し、ピーク時の受け入れ態勢のボトルネックについて検証を行うとともに、施設側で改修等が必要な場合は、その配置計画を整理し、現状の課題および改善に要する対策・工事について検討する。

5) 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ1回、業務完了時、計3回の打合せ協議を行う。

6) 報告書作成

報告書（紙による報告書は製本A4版とし、図面は縮小A3版折込を標準）1部
電子媒体（各資料の印刷原稿を含む）（CD-R等）2部

(3) 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

- 1) 今後の旅客数の増加を踏まえた保安検査体制の改善を検討するにあたっての提案
- 2) 旅客取扱施設・バゲージハンドリング施設における受入体制のボトルネックを検証するにあたっての留意点

(4) 上限価格

本業務の上限価格は 17,688,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(5) 履行期限

契約締結の翌日(令和 6 年 8 月下旬予定)～令和 7 年 3 月 25 日（火）

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間時・成果品納入時を想定している。

(7) 成果品

成果品は、共通仕様書で定める他、次のものを提出する。

- 1) 電子媒体（CD-R 等）
 - ・ 報告書：CD-R 2 枚（報告書 1 部に 1 枚）
- 2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む）
 - ・ 報告書：1 部
- 3) その他 調査員から指示があるもの

(8) その他

- 1) 本件業務の契約書は、「業務委託契約書」による。
- 2) 提案に金額や単価等が含まれる場合は、見積書や積算内訳を添付すること。
- 3) その他、関連情報を入手するための照会窓口は、上記 2 の担当部局に同じ。

5. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないものであること。
- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できないものでないこと
- 3) 日本国内に本店を有していること。
- 4) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格者建設関連業者名簿の下記業種（業務内容）に登録されている者であること。

土木関係建設コンサルタント業務：港湾及び空港

また、当該業務に係る建設コンサルタント登録規程の認定を受けていること。

5) 過去 15 年間に次に掲げる同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。（ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。）

土木関係建設コンサルタント業務：港湾及び空港（ただし、空港受入体制に係る施設計画、人流・物流計画に限る）の履行実績

6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

9) 参加表明書の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

10) 参加資格規則第 5 条の規定により参加する資格があると認定された日から契約の締結の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

11) 警察当局から知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

6. 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、評価基準及び評価のウエイトは以下のとおりとする。

技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目		評価項目の概要	配点	選定時 ウエイト	備考
企業 評価	同種業務の実績（件数） 過去10年間（平成26年度～公示日）における同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が5件以上	2.0	40%	
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	業務成績評定点 過去4年間（令和2年1月1日～令和5年12月31日）の県発注業務の成績評定点の平均点	成績評定点の平均点が81点以上	2.0		
		成績評定点の平均点が80点以上81点未満	1.5		
		成績評定点の平均点が79点以上80点未満	1.0		
		成績評定点の平均点が78点以上89点未満	0.5		
		上記以外	0.0		
	マネジメントシステムの取組状況 ISO認定取得の状況（ISO9001、ISO14001）	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	1.0		
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5		
		上記以外	0.0		
	企業の地域精進度 過去5年間（令和元年度～公示日）における地域内空港関係業務（※2）実績	過去5年間の青森市内での業務実績有り	1.0		
		上記以外	0.0		
		上記以外	0.0		
	企業の優良建設関連業務表彰の有無 （令和3年度～公示日）	国又は青森県からの表彰あり	1.0		
		上記以外	0.0		
	若手又は女性技術者の育成 若手技術者又は女性技術者を管理技術者（又は担当技術者）に配置	管理技術者への配置	1.0		
		担当技術者への配置	0.5		
		上記以外	0.0		
小 計			8.0	40%	
技術 力 評価	管理技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門（建設部門：港湾及び空港）又は、建設部門（港湾及び空港）	2.0	60%	
		RCCM（港湾及び空港部門）	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の同種業務の実績（件数） 過去5年間（令和元年度～公示日）の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0		
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注業務の業務成績 過去4年間（令和2年1月1日～令和5年12月31日）の管理技術者又は担当技術者としての成績の実績	過去4年以内に81点以上の業務成績の実績がある	2.0		
		過去4年以内に79点以上の業務成績の実績がある	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無 （令和3年度～公示日：管理技術者に限る）	国又は青森県からの表彰あり	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務数	0件	2.0		
		1件	1.5		
		2件	1.0		
		3件	0.5		
		4件以上	0.0		
	継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数を満たしている	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の地域精進度 過去5年間（令和元年度～公示日）における地域内での空港関係業務（※2）実績	過去5年間の青森市内での業務実績有り	1.0		
上記以外		0.0			
小 計			11.0	60%	
合計			19.0	100%	

※1 同種業務は、空港受入体制に係る施設計画、または人流・物流調査に関する業務とする。

※2 空港関係業務とは、同種業務を含む空港調査・計画業務とする。

7. 参加表明書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～4、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

1) 参加表明書の提出は、以下による。

令和6年7月11日 午後5時までに担当部局へ提出

上記日時までに1部、港湾空港課港湾計画・空港グループ担当者へ提出する。

（持参、郵送とし、電子メール等での提出は認めない）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は両面印刷で支障ない）。

- ・参加表明書（様式－1）
- ・添付資料一覧表（様式－2）
- ・業務実施体制（様式－3）
- ・企業評価に係る調書等（様式－4）
- ・企業評価に係る評価項目を確認できる資料の写し
業務実績はテクリス等の写し、マネジメントシステムの取組状況は認証の写し、業務成績評定点は点数が確認できる資料の写し、若手又は女性技術者の育成は当該技術者の年齢・性別が確認できる資料の写しとする。
- ・技術者評価に係る調書等（様式－5）
- ・技術者評価に係る評価項目を確認できる資料の写し
管理技術者の保有資格は登録証等の写し、業務実績・手持ち業務はテクリス等の写し、業務成績評定点は点数が確認できる資料の写し、継続教育の取組状況は令和5年3月31日または令和6年3月31日を基準日とする証明書の写しとする。
- ・その他評価項目内容を確認できる資料

(4) 参加表明書の内容に関する留意事項

表-2 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者等に関する内容を記載する。 ・記載様式は様式－1とし、A4版1枚に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を記載する。 ・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－3とし、A4版1枚に記載する。
企業評価に係る調書等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、平成26年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・同種業務とは、空港における施設計画、人流・物流計画、経済調査に関する業務とする。 ・空港関係業務とは、同種業務を含む空港調査・計画業務とする。 ・マネジメントシステムの取組状況について記載する。 ・企業の地域精通度は、参加表明者が過去に従事した「青森市内の空港関係業務」の実績について記載する。記載する業務は、令和元年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・企業の優良建設関連業務表彰の有無は、令和3年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公示日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> 「青森県優良建設関連業務部長表彰又は課長等表彰」 「地方整備局優良業務局長表彰又は事務所長表彰」 「地方航空局長優良工事等施工者表彰」 その他、国土交通大臣又は国土交通省地方支分部局の局長からの表彰を対象とする。 ・若手又は女性技術者の育成は様式－2の①予定技術者の状況に記載する。なお、「若手」とは、公示日において満40歳をむかえていない者とする。女性技術者の場合は、年齢を問わない。また、業務の履行にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。 ・記載様式は様式－4とする。

<p>技術者評価に係る調査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者について記載する。 ・管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、令和元年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・管理技術者が過去に従事した青森県発注業務の成績評定点について記載する。記載する業務は、令和2年1月1日から令和5年12月31日までに完了した業務とする。 ・技術者の優良建設関連業務表彰の有無は、令和元年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公示日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。 「青森県優良建設関連業務部長表彰又は課長等表彰」 「地方整備局優良業務局長表彰又は事務所長表彰」 「地方航空局長優良工事等施工者表彰」 その他、国土交通大臣又は国土交通省地方支分部局の局長からの表彰を対象とする。 ・管理技術者の手持ち業務について記載する。記載する手持ち業務は、公示日において契約済みまたは予定の国又は青森県その他の公共工事発注機関が発注した業務とし、配置予定の管理技術者が、管理技術者又は担当技術者となっている300万円以上の業務とする。 ・共同企業体としての業務（当初契約額は出資比率により算定）も対象とする。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・管理技術者の地域精通度は、過去に従事した「青森市内の空港調査・計画業務」の実績について記載する。記載する業務は、令和元年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・管理技術者の継続教育の取組状況を記載する。目標（推奨）単位数及び取得年数の基準については各団体の定めによるものとし、証明の基準日は前年度の3月31日又は前々年度の3月31日とする。 ・記載様式は様式-5とする。
--------------------	--

(5) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、“6.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、参加表明書の提出者が多い場合は、技術提案書の提出者として評価の高い者から3～5者程度選定する。技術提案書の提出者として選定した者には令和6年7月17日までに選定通知書をもって通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

- 1) 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を令和6年7月17日までに書面により通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

8. 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の特定をする際の評価のウエイトは、以下のとおりである。

技術提案書を特定するための基準（技術力評価）

評価項目		評価項目の概要	配点	特定時ウエイト	備考
技術力評価	管理技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門（建設部門：港湾及び空港）又は、建設部門（港湾及び空港）	2.0	25%	
		RCCM（港湾及び空港）	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の同種業務の実績(件数) 過去5年間（令和元年度～公示日）の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0		
		公共工事発注機関の同種業務実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注業務の業務成績 過去4年間（令和2年1月1日～令和5年12月31日）の管理技術者又は担当技術者としての成績の実績	過去4年以内に81点以上の業務成績の実績がある	2.0		
		過去4年以内に79点以上の業務成績の実績がある	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無 （令和3年度～公示日：管理技術者に限る）	国又は青森県からの表彰あり	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務数	0件	2.0		
		1件	1.5		
		2件	1.0		
		3件	0.5		
		4件以上	0.0		
	継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数を満たしている	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0		
		上記以外	0.0		
管理技術者の地域精進度 過去5年間（令和元年度～公示日）における地域内での空港関係業務（※2）実績	過去5年間の青森市内での業務実績有り	1.0			
	上記以外	0.0			
小計			11.0	25%	

※1 同種業務は、空港受入体制に係る施設計画、または人流・物流調査に関する業務とする。

※2 空港関係業務とは、同種業務を含む空港調査・計画業務とする。

技術提案書を特定するための基準（実施方針・特定テーマ）

評価項目		評価項目の概要	配点	特定時 ウエイト	備考		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度・実施手順	業務目的の理解度	評価する	1.0	25%		
			評価しない	0.0			
		業務条件の理解度	評価する	1.0			
			評価しない	0.0			
		業務内容の理解度	評価する	1.0			
			評価しない	0.0			
		実施手順の妥当性	評価する	2.0			
			評価しない	0.0			
		工程計画の妥当性	評価する	1.0			
			評価しない	0.0			
		技術力の担保・有益な代替案の合理性	評価する	2.0			
			評価しない	0.0			
		地域実情の理解度	評価する	2.0			
			評価しない	0.0			
小 計			10.0	25%			
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0	50%		
			記載内容が適切である	1.0			
			評価しない	0.0			
			事業の重要度を考慮した提案か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている			2.0
				記載内容が適切である			1.0
				評価しない			0.0
		内容が事業の難易度に相応しい提案か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			評価しない	0.0			
		必要なキーワードが網羅されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			評価しない	0.0			
		実現性	類似実績が明示されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている			2.0
				記載内容が適切である			1.0
				評価しない			0.0
			利用する技術基準及び資料が適切か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている			2.0
				記載内容が適切である			1.0
				評価しない			0.0
	提案内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0				
		記載内容が適切である	1.0				
		評価しない	0.0				
	提案内容に説得力があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0				
		記載内容が適切である	1.0				
		評価しない	0.0				
	独創性	工学的知見に基づく新しい提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			評価しない	0.0			
		高度の検討・解析手法の提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
			記載内容が適切である	1.0			
			評価しない	0.0			
特定テーマ1 小計			20.0				
特定テーマ2		特定テーマ1と同じ内容で評価	20.0				
技術提案 計			40.0	50%			
合 計			61.0	100%			

9. 技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（様式－6～9、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 技術提案書提出期限、提出場所及び提出方法

1) 技術提案書の提出は、以下による。

令和6年8月1日 午後5時までに担当部局へ提出

提出は、上記日時までに1部、港湾空港課港湾計画・空港グループ担当者へ提出する。

（持参、郵送とし、電子メール等での提出は認めない）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は両面印刷で支障ない）。

- ・技術提案書（様式－6）
- ・業務の実施方針、実施フロー、工程計画（様式－7）
- ・特定テーマに対する技術提案（様式－8、様式－9）
- ・参考概算見積（自由様式）

(4) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案書の内容に関する留意事項を以下に示す。

表－3 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書	・記載様式は様式－6とする。
実施方針等	・本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項を記載する。 ・記載様式は様式－7とし、A4版1枚に記載する。
特定テーマ に対する 技術提案	・4-(3)に示した特定テーマに対する意見を具体的かつ簡潔に提案する。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ない（ただし、引用文献等は添付しない）。 ・記載様式は様式－8,9とし、特定テーマ毎にA4版2枚以内に記載する。 （枚数の多寡による評価はしないため、テーマ毎にA4版1枚でも支障ない。）
参考概算 見積	・本件業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・記載様式は特に定めないが、A4版1枚に記載する。

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。詳細は、技術提案書の提出者に対し連絡する。ヒアリングは対面又は web 会議により行うものとする。

実施場所：青森県庁

実施日：令和 6 年 8 月 8 日

出席者：配置予定管理技術者

(6) 技術提案書の特定

技術提案書の特定は、“8.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、評価の合計点が最上位であるものを 1 者特定する。技術提案書を特定した者には令和 6 年 8 月 16 日までに特定通知書をもって通知する。

※各項目の評価点は審査者 3 名の得点の平均に特定時ウエイトの率を乗じたもの（小数第二位未満四捨五入）とする。

(7) 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を令和 6 年 8 月 16 日までに通知する。
- 2) 上記 1) の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非特定理由について説明を求められることができる。
- 3) 上記 2) の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

10. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の 10 分の 1（500 万円以下の場合は 100 分の 5）以上の額。ただし、青森県財務規則第 159 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 無効となる参加表明書又は技術提案書
参加表明書又は技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- 1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
- 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- 6) 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

- 1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び技術提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- 3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 4) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- 5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- 6) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- 7) 特定された者の会社名等は公表する。
- 8) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
- 9) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- 10) 業務説明書に対する質問は文書（様式-10 ワードファイル）により行うものとし、電子メールで受け付ける。回答は、質問者に対して電子メールにより行い、回答内容は、質問した会社名を伏せてホームページにも公表する。

- ・参加表明書に係る質問期間
令和6年7月4日～令和6年7月8日
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時)
- ・上記の回答期間
令和6年7月4日～令和6年7月9日
- ・技術提案書に係る質問期間
令和6年7月17日～令和6年7月24日
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時)
- ・上記の回答期間
令和6年7月17日～令和6年7月26日

- ・質問先
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 港湾空港課 港湾計画・空港グループ
担 当：鎌田(カマタ)、樋口(ヒグチ)、竹鼻(タケハナ)
T E L：017 (734) 9674 (直通)
F A X：017 (734) 8194
e-mail：kowan@pref.aomori.lg.jp

- ・閲覧場所
青森県港湾空港課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト